

## 上越市空き家等対策計画の改定について

### 1 計画策定の背景

平成 27 年 5 月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、市町村には「空家等対策計画」の作成及びこれに基づく空き家等対策の実施が求められている。

当市においては、議員提案により「上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例」を制定し、平成 27 年 7 月 1 日に施行され、第 7 条において「空き家等対策計画を定めなければならない」としていることから、平成 28 年 11 月に令和 2 年度まで 5 年間の「上越市空き家等対策計画」を策定した。

### 2 現計画における主な成果・課題

- (1) 成果
- ・平成 30 年度から町内会との連携体制を構築し、管理不全な空き家等の情報を定期的に収集できた。
  - ・平成 29 年 2 月 24 日にシルバー人材センター等、適正管理を代行する団体等と協定を締結し、同団体等の事業周知により適切な管理が促進された。
  - ・特定空き家等に対する助言・指導等により除却の実施や適正管理に移行されたケースが複数あった。
- (2) 課題
- ・相続等により所有者の特定が困難なケースが散見される。
  - ・所有者が市からの接触を拒否する場合や遠方在住の場合、助言・行政指導・行政処分等の対応を進めることが困難な状況も多々ある。
  - ・空き家等の管理に対する所有者の温度差がある。

### 3 改定の基本的な考え方

#### ① 現計画で定める「空き家等対策に係る基本方針」を継続する。

- ・空き家等対策に係る基本方針は、市の最上位計画である第 6 次総合計画が掲げる将来都市像に向けた政策分野別の目標及び空き家条例との整合性を図って定めた。
- ・第 6 次総合計画の後期基本計画においても政策分野別の目標が変更なく引き継がれており、空き家条例の改正もないことなどから、基本方針を継続し、引き続き市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保するとともに、まちづくりや地域コミュニティの維持・活性化に向け、空き家等対策に取り組む。

#### 総合計画が掲げる将来都市像「すこやかなまち」に向けた政策分野別の目標

- ・安全安心に暮らせるまち
- ・良好な環境の中で心地よく暮らせるまち
- ・魅力的な空間の中で快適に暮らせるまち

#### 空き家条例等の視点

- ・防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全し、魅力あるまちづくりの推進
- ・空き家の適正管理
- ・国の財政措置

#### 空き家等対策に係る基本方針

- 1 所有者等による管理の促進
- 2 安全安心なまちづくりの推進
- 3 快適な住環境の保全
- 4 地域振興と交流人口の拡大
- 5 国の支援・助成制度の活用

② 市空き家等対策協議会において現計画の基本方針に基づく空き家対策の検証等を行い次期計画に反映する。

現計画の基本方針に基づき空き家対策を講じる中で寄せられた空き家等の相談内容を集計・分析し、課題を洗い出した結果を市空き家等対策協議会において検証等を行い次期計画に反映する。検証項目は次のとおり。

＜現計画基本方針に基づく空き家等対策の方向性＞	
1	所有者等による空き家等の適切な管理の推進 (1) 所有者等への啓発 (2) 所有者等への情報提供等 (3) 空き家等管理サービスの推進
2	空き家等及び除却した空き家等の跡地の活用促進 (1) 空き家バンクの運用 (2) 空き家等の付加価値を生み出す活動の支援 (3) 空き家等を除却し、跡地を活用する活動の支援 (4) 移住定住支援としての空き家等の利活用の支援
3	特定空き家等に対する措置その他の特定空き家等への対処 (1) 所有者等への注意喚起 (2) 特定空き家等への対応

③ 法令や国の補助制度の改正、社会情勢の変化等を次期計画に反映する。

4 計画期間と改定スケジュール

- (1) 策定年月日 令和3年4月1日
- (2) 計画期間 令和3年度から令和7年度まで（5年間）
- (3) スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対策協議会			検証 (会議)	→		意見 (書面)	案承認 (会議)					計画承認 (会議)
計画案作成				→			修正	→				
市議会(所管事務調査)							調査					(報告)
政策監会議						意見						
庁内対策会議			周知			意見				報告		
パブリックコメント								周知	公募	→	公表	→

5 上越市空き家等対策実施計画（アクションプラン）について

令和2年度で計画期間を終了することから、空き家等対策計画と並行して改定を進める。

- (1) 策定年月日 令和3年4月1日
- (2) 計画期間 令和3年度から令和7年度まで（5年間）

# 上越市空き家等対策計画の評価・検証について

上越市空き家等対策計画に基づき次のとおり体系的に空き家等対策を推進するなか、令和2年度で現行の計画期間が終了することから、空き家等対策協議会委員の皆さまに現計画を評価、検証いただき、ご意見等を踏まえて次期計画を策定します。

つきましては、別紙「①検証シート」により空き家等対策の方向性に定める取組内容、取組状況・実績をご確認いただき、現行の取組に対する評価、改善点等のご意見をお書きください。あわせて、別紙「上越市空き家等対策計画の改定について」に記載の「2 現計画における主な成果・課題」を踏まえ、計画全体への意見等がございましたら、「②自由記載シート」にご記入ください。

※空き家等対策実施計画（アクションプラン）は空き家等対策会議（庁内組織）での協議後、協議会の意見を踏まえて改定予定

## 空き家等対策計画

## 空き家等対策実施計画(アクションプラン)

